



シーフード産業と人権に関する人権方針・人権デューデリジェンスについて

◎アンケート項目◎

企業名 丸紅株式会社(生鮮食材部)

回答日 2021年 5 月 21 日

以下の質問への回答をお願い致します。

1. 水産業界における人権問題について  
貴社は、本アンケート送付時点で、本事案で指摘されたような水産業界における人権問題(強制労働・奴隷労働・賃金問題など)について、把握されておりましたか。

水産業界での人権問題については知見を持っていましたが、本事案そのものについては把握していませんでした。

2. 貴社における指導原則の実施方法・体制について  
貴社は、水産業界における人権侵害(強制労働・奴隷労働・賃金問題など)を予防・軽減するために、具体的にどのような措置を実施されていますか。以下の各分野ごとに回答下さい。

(1) 人権方針の策定

当社は、「丸紅グループ人権基本方針」及び「サプライチェーンにおけるサステナビリティ基本方針」を策定し方針表明するとともに両方針に則り人権尊重に関する取組みを行っています。

以下各方針掲載の当社ウェブサイトです。

[https://www.marubeni.com/jp/sustainability/social/human\\_rights/](https://www.marubeni.com/jp/sustainability/social/human_rights/)

[https://www.marubeni.com/jp/sustainability/social/supply\\_chain/](https://www.marubeni.com/jp/sustainability/social/supply_chain/)

(2) サプライヤーに対するトレーサビリティ(サプライチェーンの把握方法・体制)

水産業界に関するビジネスにおけるサプライチェーンは商流全体を把握するとともに、サプライヤーの性質や情報の取得等を行っています。(その具体的方法や社内体制については事業ノウハウに関わる為、秘密保持が確保されない社外への一般公開は差し控えさせていただきます)。

(3) 人権デューデリジェンスの方法・体制

上記2.(2)の回答の通り。

(4) 対話・救済手続(グリーンバンスメカニズム)の方法・体制

「丸紅グループ人権基本方針」に則り(尚、同方針は国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にも言及)、人権救済の為の人権苦情処理メカニズムを設置運営しています。(同メカニズムの詳細は内規でもあり上記(2)及び(3)と同様に一般公開は差し控えさせていただきます)。

(5) その他



その他取組みについては当社ウェブサイトをご参照ください。(それを超える詳細につきましては、上記同様に一般公開はできないため記載を差し控えさせていただきます)。

<https://www.marubeni.com/jp/sustainability/>

(上記ページの他、同ウェブサイト内に掲載の統合報告書その他サステナビリティに関する文書等もご参照ください)。

### 3. サプライヤーに対するトレーサビリティに関する状況について

- (1) 貴社は、水産品について、サプライヤーをどこまで把握していますか(一次、二次、三次、およびそれ以降)。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先を記載してください。

原則として商流全体の把握に努めております。具体的な個々の商流毎の把握状況、サプライヤーのリストについては、非公開とさせていただきます。

- (2) 水産業のサプライチェーンについて調査やモニタリングをどのように実施していますか(基準または手順等)。

当社ウェブサイト記載のサプライチェーンに関する取組みをご参照ください。(それを超える詳細につきましては、上記同様に記載を差し控えます)。

尚、米国向け輸出等の特に規制の厳格な地域向け取引に関してもトレーサビリティを含む各種制度的要請を順守しており当該基準/手順を充足しています。

- (3) 貴社は、貴社の人権方針(ないしその他の調達コード等)に基づき、サプライヤーに対して人権尊重を求めるために、特にどのような措置を実施されていますか。

上記3.(2)の回答の通り。

### 4. 人権デューデリジェンスの実施状況

- (1) 人権デューデリジェンスプロセスまたは人権リスク評価を定期的実施していますか。

はい。詳細につきましては、上記3.(2)の回答の通りです。

- (2) 人権デューデリジェンスプロセスについての過去の調査レポートを公開しましたか。ある場合は、リンクを貼り付けてください。非公開の場合は、その理由を回答ください。

個々の取引先に関する人権デューデリジェンス等の調査結果については、一般公開を差し控えさせていただきます。非公開の理由は(一般的な事由となりますが)取引先や業務委託先との通常秘密保持義務、事業ノウハウ維持、個人情報保護、インサイダー取引規制等です。

- (3) 人権デューデリジェンスプロセスにおいて、サプライチェーン上の労働者(漁船の乗組員を含む)に対する新型コロナウイルス対策の有無・内容について確認していますか。確認している場合は、その具体的内容(確認項目・確認結果含む)を回答ください。

この点について特別な調査を実施しているわけではありません。その意味では回答は「していない」となります。

### 5. 対話・救済手続(グリーンバンスメカニズム)の実施状況



上記2(4)の体制について、水産業に従事する船上の労働者がアクセスすることのできるグリーンバンスメカニズム(対話・救済手続)を設置している場合、本アンケート回答時までの実施状況(相談件数、相談内容、相談に対する対応内容等)を回答ください。

グリーンバンスメカニズムを通じた相談の有無・内容につきましては、通報者/相談者保護の観点から回答を差し控えさせていただきます。

### 6. ステークホルダーエンゲージメント

上記2ないし5の体制構築・実施に際して行われている、下記のステークホルダーとのエンゲージメントの内容(頻度、テーマ、経営への反映など)について回答ください。

- ・労働組合
- ・NGO
- ・投資家
- ・国際機関
- ・その他

本事案や水産業関連ビジネスに関わるものとしての特別なエンゲージメントは御座いません。

### 7. 本件に対する対応

上記1で、把握していると回答された場合、本レポートで言及された事案について、上記2ないし5の人権デューデリジェンスやグリーンバンスメカニズム等の社内システムでどのように対応されたか回答ください。

(上記1から当社は回答対象外)

### 8. 貴社における困難・障害

水産業界における人権状況を改善し、持続可能な水産業を実現する上でどのような困難・障害(法令の欠如、技術不足、産业内での協力体制など)があるか、回答ください。

本ご質問項目に関しましては、イエス・ノーで回答できず、また本アンケートへの回答を通じて当社から対外的な社会要請・政治的な意見表明を行う形やそのような誤解を避けるべく回答を差し控えさせていただきます。